

# 「デジタル教科書」の これから



昨年5月に学校教育法が改正され、2019年4月から学校現場において「**学習者用デジタル教科書**」を紙の教科書と併用・代用して使用することが一定の条件のもとで可能になります。この法改正によって、新たな学びの可能性が広がることが期待されています。

ここでいう「**学習者用デジタル教科書**」とは、法令等によって制度化された、児童生徒用のものを指します。

これまで教師による演示用として販売されてきたいわゆる「デジタル教科書」は、「指導者用デジタル教科書(教材)」という名称で区分されます。

## 「学習者用デジタル教科書」 ③ つのポイント

### ① 使用目的

- 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- 障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援

### ② 使用する際の基準

- 紙の教科書と併用を原則とし、「学習者用デジタル教科書」のみを使用する場合は各教科の授業時数の1/2未滿とする
- 障害等の事由により紙の教科書の使用が困難な児童生徒の場合は教育課程の全部において、紙の教科書に代えて「学習者用デジタル教科書」を使用できる
- 児童生徒がそれぞれのコンピュータにおいて使用する（授業時には一人1台が前提）
- 児童生徒の健康保護および障害等の事由に応じた適切な配慮がなされている

### ③ おもな要件

- 原則として紙の教科書の内容と同一である
- 教科書発行者の任意発行である（発行義務はない）
- 有償の教材であり、機能、価格等は各発行者が決められる

※ 文部科学省発行の「教科書目録」に発行の有無が表示される予定

## ▶ 制度化されたデジタル教科書

### ● 学習者用デジタル教科書 (有償)

#### ▶ 検定教科書(紙)と同一の内容を電磁的に記録した「学習者用デジタル教科書」

学習者(児童生徒)一人一人が情報端末機器を利用し、紙の教科書との併用によって、学習効果を高めることがねらいです。また、文部科学大臣の定める事由(①視覚障害、発達障害その他の障害、②日本語に通じないこと、③色覚特性や化学物質過敏症等)により通常の紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の場合は、紙の教科書に代えて全時間使用することも認められ、特別支援に資する機能を備えることが期待されています。なお、授業時に拡大投影しての一斉視聴は、児童生徒数分のライセンスを購入していない場合、原則として不可となります。



## ▶ デジタル教材の一例

### ① 学習者用デジタル教材 (有償)

#### ▶ 教育委員会や学校が採用する「学習者用デジタル教科書」にプラスされて使用する教材

学習者(児童生徒)が情報端末機器で利用します。発行者がコンテンツ、機能、価格を決めて、「教材」として提供する予定です(教科書目録には掲載されません)。児童生徒数分のライセンスを購入していない場合、拡大投影しての活用は原則として不可となります。

### ② 指導者用デジタル教科書(教材) (有償)

#### ▶ 先生方による演示用デジタルツール

先生方が教室内で電子黒板やPC、プロジェクター等の演示機器を利用して、教科書紙面や学習コンテンツ等を拡大提示し、一斉授業で活用されているものです。



## ● ご活用イメージ (搭載機能、コンテンツの例) ●

制度化されたデジタル教科書	デジタル教材の一例
<h3>学習者用デジタル教科書</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童生徒用</li><li>・内容は紙の教科書と同一</li><li>・特別支援機能を有する</li></ul> <p>テキスト読み上げ (機械読み)</p> <p>本文・図版の拡大 配色やフォントの変更</p>	<h3>学習者用デジタル教材</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童生徒用</li><li>・動画、シミュレーション、本文の朗読音声などの学習用コンテンツを収録</li></ul> <h3>指導者用デジタル教科書(教材)</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>・教師用の提示用資料</li><li>・教科書紙面+動画やシミュレーション朗読音声などの学習用コンテンツを収録</li></ul>

上記に加えて、教科書紙面にQRコード等の掲載が認められ、リンク先から各教科の内容に関連したデジタルコンテンツを提供できるようになります。スマートフォンやタブレットでご活用いただけます。このコンテンツは無料ですが、通信料は利用者負担(有料)です。